令和７年度５月　日置市農業委員会総会議事録

令和７年５月28日、日置市農業委員会会長奥和俊は、令和７年度５月総会を日置市役所東市来支所４階第４会議室に招集した。

〈 会議に付した議案 〉

議案第 9 号	(取下げ)	
議案第 10 号	農地法第３条許可申請書審議について	(8件)
議案第 11 号	農地法第４条許可申請書審議について	(1件)
議案第 12 号	農地転用事業計画変更申請書審議について	(1件)
議案第 13 号	農地法第５条許可申請書審議について	(3件)
議案第 14 号	非農地証明願出書審議について	(1件)
議案第 15 号	荒廃農地に係る非農地判断審議について	(2件)
議案第 16 号	農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議について	(20件)

〈 出席委員 〉 (17人)

１番　奥　和俊　(会長・議長)		３番　楠　眞憲
４番　重水　賢治	５番　山口　義廣	６番　久保　聖子
７番　荒木　信之	８番　鉾之原　正美	９番　黒葛　クルミ
１０番　上原　孝一	１１番　今屋　政市	１２番　池田　初男
１３番　滿尾　修一		１５番　宮脇　誠
１６番　梅本　昭広	１７番　西園　賢一郎	１８番　横山　義晴
１９番　中玉利　一朗		

〈 欠席委員 〉 (2人)

２番　地頭所　忠一　、１４番　今村　龍太郎

〈 出席推進委員 〉 (12人)

２０番　佐藤　洋三	２１番　松崎　秀樹		２３番　川畑　直樹
２４番　有村　昭郎	２５番　南田　達宏	２６番　榎園　博文	２７番　池田　直人
	２９番　濱﨑　浩一		３１番　有馬　孝一
３２番　鶴田　浩志	３３番　田中　宏和	３４番　永野　彰一	

〈 欠席推進委員 〉 (3人)

２２番　下池　健悟　、　２８番　櫨元　和則　、３０番　田中　博視

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

事務局長	有島　春己	次長兼農業振興係長	小園　和仁
農地調整係長	福留　明博	農業振興係	岩下　茜
農地調整係	石塚　健一		

（　開会　9時00分　）

会長　　ただいまから、令和７年度５月定例総会を開会します。

本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第３項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。

なお、（　地頭所忠一委員、今村龍太郎委員　）から欠席届が提出されています。

また、農地利用最適化推進委員が12名出席しております。

なお、（　下池健悟委員、櫨元和則委員、田中博視委員　）から欠席届が提出されています。

それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長　　日程第１、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、12番「池田初男」委員と13番「満尾修一」委員を指名させていただきます。

会長　　それでは、はじめに議案の取下げについて事務局の説明を求めます。

事務局　資料の１頁からの「農業振興地域整備計画変更」については、申出者から申請を取り下げる旨の申出があり、あわせて、日置市長から農業委員会への意見照会の取下げる旨の申出がありましたので、今回の提出議案から取下げることとしましたので報告します。

会長　　次に、日程第２、議案第10号「農地法第３条許可申請書審議」を議題とします。

会長　　事務局の説明を求めます。

事務局　５頁から６頁までの８件です。

番号１の権利種別は賃借権の設定、権利取得後の経営面積は 339㎡、作物は水稲です。

番号２の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 339㎡、作物は野菜です。

番号３の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 7,610㎡、作物は野菜及び果樹です。

番号４の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 2,453㎡、作物は牧草です。

番号５の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 734㎡、作物は野菜です。

番号６の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 143,678㎡、作物は水稲です。

番号７の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は 8,212㎡、作物は果樹及び野菜です。

番号８の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は16,861㎡、作物はいちごです。

以上、計８件について、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　現地調査員の報告をお願いします。

33番　　議案第10号の番号１について報告いたします。

令和７年５月19日、私と正の地頭所委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

５番　　議案第10号の番号２について報告いたします。

議案第10号の番号２について報告いたします。

令和７年５月22日、私と副の有村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は、耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番　議案第10号の番号３について報告いたします。
令和７年５月23日、私と副の今屋委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

11番　議案第10号の番号４について報告いたします。
令和７年５月19日、私と副の田中博視委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番　議案第10号の番号５について報告いたします。
令和７年５月19日、私と副の櫨元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番　議案第10号の番号６について報告いたします。
令和７年５月20日、私と副の田中宏和委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番　議案第10号の番号７について報告いたします。
令和７年５月18日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中及び草刈り等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番　議案第10号の番号８について報告いたします。
令和７年５月18日、私と副の南田委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は、耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第３条第２項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。　議案第10号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

３番　１番の経営面積は０㎡となっていますが、資料の地図では、右隣地のところに申請者の名前がありますが、ここは経営面積としての判断から外す理由はあるのですか。

事務局　隣接も一応借りられて一体利用をされていますが、農業委員会を通しての利用権設定等はされていませんので、形式上は０㎡とされています。

３番　ここにデータとして申請者の名前が載っているのは何でですか。

事務局　地図に表示されている名前は、農政の営農計画書からの情報が印字されています。

３番　わかりました。

会長　ほかに何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第10号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第10号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長　次に、日程第３、議案第11号「農地法第４条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の16頁をご覧ください。
番号１の転用目的は、駐車場です。
以上１件、農地法第４条第６項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

13番　議案第11号の番号１について報告いたします。
令和７年５月21日、私と副の宮脇委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.04haと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地「その他の農地」と判断しました。
資力、信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有りです。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有りです。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地、農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第４条第６項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。
議案第11号の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問･意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第11号の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第11号の案件について、許可することに決定しました。

会長　次に、日程第４、議案第12号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。
なお、番号１は、日程第６、議案第13号「農地法第５条許可申請書審議」の番号１と関連しますので、あわせて審議いたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の19頁です。１件です。
番号１は、22頁の議案第13号「農地法第５条許可申請書審議」の番号１と関連がありますので、あわせて説明いたします。
本案件は、令和２年12月25日付けで一般住宅への転用許可済みですが、その後、建築資材等の高騰などにより資金繰りが難しくなったため、建築を断念していたところ、新たに転用を希望する承継者が申し出てきたため、事業計画の変更をするものです。
なお、承継者の転用には、５条転用許可が必要であることから、同時に、５条申請が提出されたものです。
以上、事業計画変更申請書審議の番号１と議案第13号「農地法第５条許可申請書審議」の番号１については、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当。
また、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

事務局　下池推進委員が欠席のため、事務局より報告します。
議案第12号の番号１と議案第13号の番号１について、一括して報告いたします。
令和７年５月17日、下池委員と正の奥委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、都市計画法第８条第１項第１号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第３種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、及び農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。
議案第12号の番号１と関連する議案第13号の番号１の案件について、承認及び許可相当との報告を

いただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔異議等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第12号の番号１と、関連する議案第13号の番号１について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第12号の番号１と、関連する議案第13号の番号１の案件について、承認及び許可することに決定しました。

会長　次に、日程第５、議案第13号の「農地法第５条許可申請書審議」の番号１以外の案件を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　それでは、資料の22頁をご覧ください。２件です。
番号２の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。
番号３の転用目的は、通路、権利種別は所有権移転です。
なお、既に転用済みのため、始末書を添付しての申請です。
以上、２件、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

12番　議案第13号の番号２について報告いたします。
令和７年５月21日、私と副の川畑委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.3ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番　議案第13号の番号３について報告いたします。
令和７年５月19日、私と副の櫨元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は非農地相当です。
農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約 0.4ｈａと小集団の生産性の低い農地であるので、第２種農地「その他の農地」と判断しました。
資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。
許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。
転用事業面積の妥当性は、妥当です。
災害や農地・農業用用排水施設への被害の発生のおそれはありません。
総論としまして、農地法第５条第２項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。
議案第13号の番号１以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。

11番　番号２の遺言執行者とありますが、普通は相続登記をして、手続きを進めていくと思うのですが、

それとの違いが分かれば教えてください。

事務局　遺言執行者とは、事前に公証人役場にて遺言書作成のとき、誰にどの財産を相続させるとの指定をしており、またその手続きを誰にさせるといったことが決められており、この手続きをする方が遺言執行者ということになりますので、遺言執行者の名前で転用の手続、そして所有権移転までという形になります。

11番　その場合は、血縁の親族でなくても遺言の中に名前が入ってあれば、その人に移転ができるという解釈でよろしいですか。

事務局　公証人役場のほうで、遺言執行者の方が指定されて、遺言書も作成されていますので、問題はないかと考えます。

会長　ほかに何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問･意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第13号の番号１以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第13号の番号１以外の案件について、許可することに決定しました。

会長　次に、日程第６、議案第14号「非農地証明願出書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の27頁をご覧ください。１件です。
非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。
番号１は、20年以上経過した宅地です。　※里道部分については管理者と協議するよう指導済み
説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　現地調査員の報告をお願いします。

15番　議案第14号の番号１について報告いたします。
令和７年５月19日、私と副の櫨元委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
当該農地の現況は非農地です。
認定基準の該当項目は２号宅地で、農地として利用できない土地です。
総論としまして、日置市非農地証明書交付要綱第３条第２号に該当しているので、非農地として証明することが相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長　はい、ありがとうございました。議案第14号のすべての案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

会長　何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第14号のすべての案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第14号のすべての案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長　次に、日程第７、議案第15号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事務局　資料の30頁をご覧ください。議案第15号「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
番号１　伊集院町飯牟礼　登記地目は畑、登記面積は 366㎡です。
番号２　吹上町田尻　登記地目は畑、登記面積は 138㎡です。

現地については、事務局で調査し、現況地目は、番号１は「原野」、番号２は「山林」と判断しました。

以上、畑２筆、面積 504㎡、合計面積 504㎡です。

農地法第２条第１項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願いします。

会長　はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ございませんので、議案第15号のすべての案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数ですので、議案第15号のすべての案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長　次に、日程第８、議案第16号「農用地利用集積等促進計画案に伴う意見聴取審議」を議題とします。

会長　それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長　田中宏和委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

33番　〔退　席〕

会長　事務局の説明を求めます。

事務局　36頁の番号17です。貸借です。

面積について、田が 2,782㎡、計 2,782㎡、利用権設定件数は１筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　何かご質問等は、ありませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ありませんので、議案第16号の番号17の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　賛成多数です。議案第16号の番号17の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

田中委員に着席の連絡をしてください。

33番　〔着　席〕

会長　次に、西園賢一郎委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。

17番　〔退　席〕

会長　事務局の説明を求めます。

事務局　36頁の番号18及び番号19です。貸借です。

面積について、畑が 3,073㎡、計 3,073㎡、利用権設定件数は２筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　何かご質問等は、ありませんか。

議場　〔質問・意見等なし〕

会長　質疑等ありませんので、議案第16号の番号18及び番号19の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第16号の番号18及び番号19の案件については、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

西園委員に着席の連絡をしてください。

17番　　〔着　席〕

会長　　次に、議案第16号の議事参与制限以外の案件を審議します。

会長　　事務局の説明を求めます。

事務局　資料の34項から36頁です。貸借です。

面積について、田が 2,635㎡、畑が 9,492㎡、計12,127㎡、利用権設定数は17筆です。

本案の農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第５項第２号及び第３号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願いします。

会長　　何かご質問等は、ありませんか。

議場　　〔質問・意見等なし〕

会長　　質疑等ありませんので、議案第16号の議事参与制限以外のすべての案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場　　〔賛成多数〕

会長　　賛成多数です。議案第16号の議事参与制限以外のすべての案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長　　以上で、本日の審議は終了しました。

令和７年度５月総会を閉会します。

（　閉会９時50分　）

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会　長　奥　和俊

12番　　池田初男

13番　　浦辰修一